

「砂川」関与 元判事、残したコメント

米軍駐留の合憲性が争われた1959年12月の砂川事件最高裁判決に関し、裁判に関わった入江俊郎・元最高裁判事（故人）が「自衛の為の措置をとりうる」とまで言うが、『自衛の為に必要な武力か、自衛施設をもってよい』とまでは、云はない」などとするコメントを書き込んだ文書が見つかった。

政府・与党側は、判決が「自国

の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうる」などと言及したことを引き、集团的自衛権を認める根拠だと主張している。しかし、入江氏の書き込みは、判決が個別的自衛権について踏み込んでいないことを確認したもので、集团的自衛権は検討されていないことがうかがえる。

この文書は最高裁の判例集。砂

集团的自衛権 検討されず？

川事件の判決要旨が掲載されたペーシの余白に書き込みがあった。「37・8・3記」とあり、62年8月3日に書かれたとみられる。入江氏の次女（78）によると、書斎として使っていた部屋から見つかった。

最高裁判決が触れた「自衛のための措置」について入江氏は「自衛の為に必要な武力、自衛施設をもってよい」とまでは、云はない」と指摘し、判決も自衛隊が合憲か違憲かには踏み込まなかった。

（編集委員・豊秀一）